

第7回介護保険事業計画推進会議	
R2.9.25	参考資料

地域密着型サービスへの独自報酬の設定について (参考資料)

令和2年9月25日

保健福祉部介護保険課

地域密着型サービスへの独自報酬の設定

- 地域密着型サービスについては、下記のサービスについて、区市町村が国の加算に加え、独自で加算を設定できるとされている
 - 夜間対応型訪問介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
- 他自治体では、上記サービスの区域内での展開支援や継続支援、介護サービスの質の向上など、各自治体の基盤など地域の実情に合わせ、様々な目的を持たせた独自報酬を設定している状況にある
- 令和2年7月21日開催の地域密着型サービス運営委員会での指摘を受け、現在23区に対し、地域密着型サービスの整備に係る進捗状況や独自報酬の設定状況について調査を実施しているところ
- 調査の結果を踏まえ、次回の地域密着型サービス運営委員会において、独自報酬の算定要件などをお示しする予定

独自報酬を設定できる地域密着型サービスの状況

<趣旨>

要支援・介護者の在宅生活を支援するサービスの整備を促進するため、市町村が国の加算に加えて、市町村独自の加算を設定することができる（介護保険法第42条の2）

<対象と算定できる単位数>

下表のサービスについて算定が可能。利用者1サービス人あたりの月の単位数として設定するものとされており、いずれのサービスも50単位から設定が可能。50単位刻みで設定するものとされ、上限はサービスにより異なっている

サービス名	整備数 (R2.9.1現在)	利用者数 (注1)	給付費 (注1)	独自報酬として設立できる単位数(上限)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	786	156,391,088	500
夜間対応型訪問介護	1	246	6,608,770	300
小規模多機能型居宅介護	3 (休止中1事業所を含む)	561	104,508,285	1,000
看護小規模多機能型居宅介護	0	12	3,712,962	1,000

(注1) 利用者数と給付費は、令和元年度実績をもとに作成。

根拠法令（抜粋）

介護保険法

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 1～3（略）

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の額にあつては、施設所在市町村)が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6～10（略）